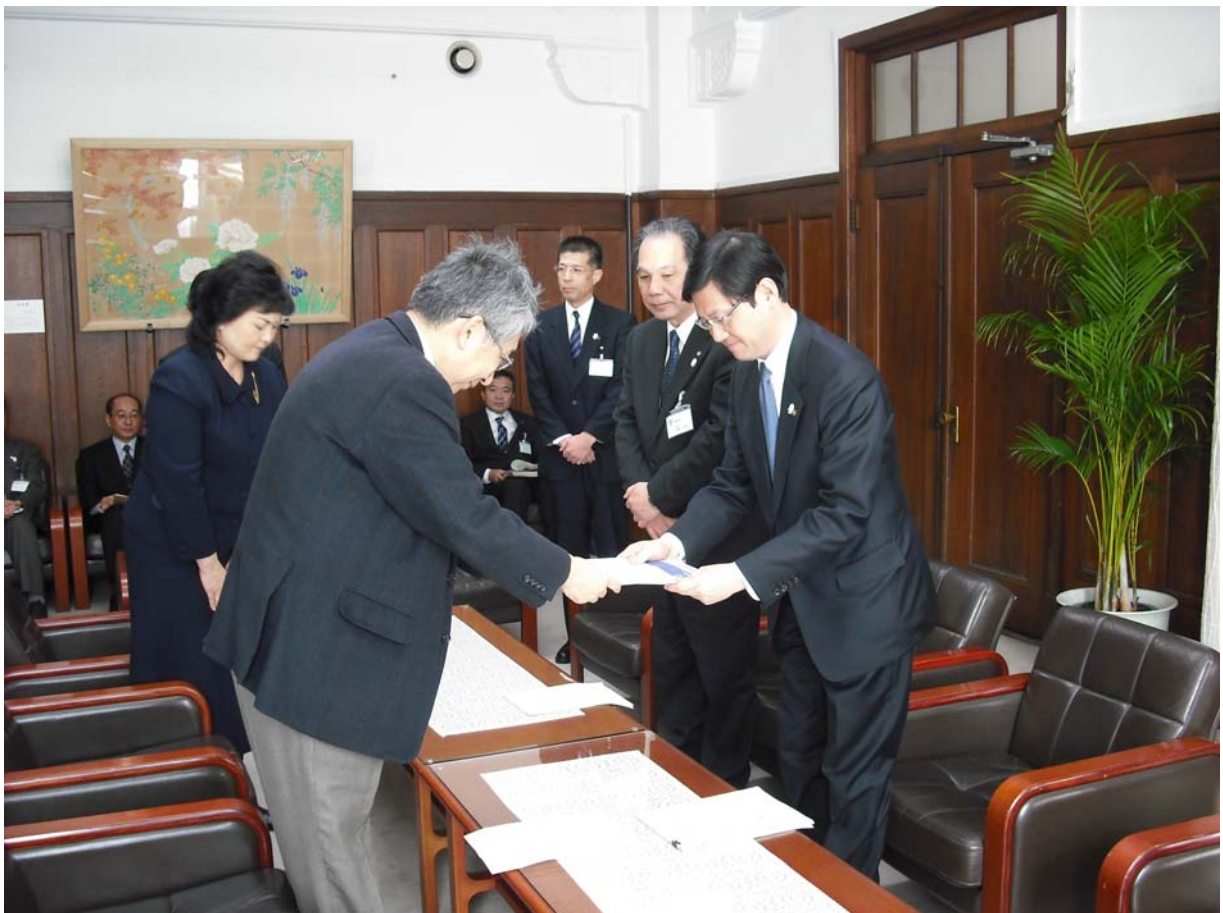


平成 23 年 1 月 27 日
建 設 局

平成 22 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 22 年 12 月 21 日までに、再評価の対象となった 8 事業と事後評価の対象となった 2 事業について、4 回の委員会審議と現地視察を行ってきました。

平成 23 年 1 月 27 日に、委員会としての意見が「平成 22 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 22 年度 再評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	深草疏水通	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	山陰街道	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	向日町上鳥羽線 (第二工区)	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	単	小川通	④	「事業継続」は妥当である。
道路事業	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	③	「事業休止」は妥当である。
土地区画整理事業	補	上鳥羽南部地区	③	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	補	竹田地区	③	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	補	伏見西部第五地区	②	「事業継続」は妥当である。 ただし、意見を付す。

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化, 技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

平成 2 2 年度 事後評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	単	国鉄嵯峨駅北通	①	「対応方針」は妥当である。
土地区画整理事業	補	伏見西部第二地区	①	「対応方針」は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内, 事業完了後 5 年以内(廃棄物処理施設設備事業にあっては, 事業完了後 7 年以内)の事業
 - ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業